

横浜市荏田コミュニティハウス指定管理者選定委員会（第1回） 会議録	
日 時	平成30年4月23日（月） 14時00分～15時40分
開 催 場 所	青葉区役所4階406会議室
出 席 者 （五十音順）	笹井委員長、青木委員、岩下委員、加世田委員、細谷委員（計5名）
欠 席 者	なし
事 務 局	中鉢地域振興課担当係長、大柿職員、齊藤職員
議 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議資料について</li> <li>・ 会議の公開・非公開について</li> <li>・ 施設概要</li> <li>・ 公募関係書類及び審査について</li> <li>・ 次回委員会の日程について</li> </ul>
議事内容	<p>1 指定管理者選定委員会について</p> <p>(1) 委員会の位置づけについて 「横浜市青葉区地区センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」及び「横浜市青葉区民文化センター指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される委員会であることを事務局より説明</p> <p>(2) 委員会内容の公開について 第2回委員会について、下記のとおり了承された。 ア 面接審査については、応募団体の関係者の傍聴は認めない。 イ 面接審査終了後の議論については、非公開とする。</p> <p>2 会議資料について</p> <p>(1) 公募要項について 一部原案を修正することで了承された。</p> <p>(2) 選定基準項目について 原案どおり了承された。</p> <p>3 その他 会議録の公表について説明し、了承された。</p>

(次頁あり)

	<p><b>【質疑応答】</b></p> <p>(委 員) 現地の傾斜地について、土木事務所で管理するのか。</p> <p>(事務局) 所在地は公園に該当するため、基本的には土木事務所の管理となります。ただし、樹木や雑草の管理・剪定については指定管理業務に影響するため、指定管理者で管理する部分と、土木事務所で管理する部分を予め明確にしたいと思います。</p> <p>(委 員) 選定委員について、応募団体関係者といつまで接触禁止か。また選定後長い年数を経ても評点・選定に関する守秘義務があるか。</p> <p>(事務局) 選定が終了するまで接触は禁止です。「横浜市青葉区地区センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」第4条により、委員会を通じで得た情報については、その職を退いた後も漏らしてはならないとあります。よろしくお願ひします。</p> <p>(委 員) 施設について、公園の中に建設されると思うが、植栽の管理費は施設の指定管理料の中から出すのか。</p> <p>(事務局) 指定管理者が指定管理料の中から出します。</p> <p>(委 員) 施設のスタッフに必要な資格等はあるのか。</p> <p>(事務局) 区役所では特段規定はしておらず指定管理者に任されています。</p> <p>(委 員) 指定期間中に行われる第三者評価にかかる 20 万円については、指定管理料から出すと思うが、その額は館の運営に回した方が良く考える。市から指定管理料とは別に出してもらえないのか。</p> <p>(事務局) 現在の考え方では、全市的に、指定管理料に第三者評価にかかるお金が含まれています。制度に関する市の担当部署にご意見を伝えます。</p> <p>(委 員) 応募団体は、多目的広場を使う自主事業を行えるのか。</p> <p>(事務局) 多目的広場は公園のものです。もし使用したいと考えるときは、土木事務所に使用についての許可を都度申請する必要があります。</p> <p><b>【その他意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募団体の積極性や意欲を見ていきたい。</li> <li>・ 多目的広場での火の取扱いができないことを確認。</li> </ul>
資料	第2回選定委員会は8月17日（金）とする。開催時間等は応募団体の数によって決定する。